

インドにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	取締役居住要件	・新取締役選定・登録にあたり、取締役番号(DIN)およびデジタル署名(DSC)取得が必要となるが、住居証明書類が厳格に求められ、当初ホテルに滞在する新任取締役では電気料金請求書などがまだなく、手続きに時間を要している。インド政府の公的書面である外国人在留登録証(FRO)で手続きを受け付けてもらえない。 (継続)	・FRO書面での手続きを認めてほしい。	
	日機輸	(2)	新会社法における最低株主数の規制	・新会社法においても、非公開会社の最低株主数2名の規制が残り、100%子会社の場合に不必要な手続き・費用をかけている。現時点でも1株のみの親会社を設けるなど、ほぼ実益なく、改訂が望まれる。 (継続)	・最低株主数1名を認めていただきたい。	
6 外資優遇策の縮小	日機輸	(1)	外資優遇措置の不足	・国内製造産業育成のためのインセンティブを拡充してほしい。 (継続)	・インドでの現地生産拡大を検討しており、法人税減免や投資金額補助など、明確なインセンティブがあればありがたい。	
8 投資受入機関の問題	日機輸	(1)	州による投資恩典の相違	・新規投資に対する恩典の内容が州ごとに異なっている。 (継続)	・州ごとに異なる恩典の内容を調和してほしい。 ・今後、新しい恩典が確立された場合、すでに投資済の事業においてもそのメリットが享受できるようにしてほしい。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	フル工	(1)	高輸入関税	・時計類の関税は完成品で10%、ウォッチムーブメントで5%、クロックムーブメント10%であり、2011年の日印EPA発効により日本原産の時計関税は10年間で撤廃される。 一方、基本関税に加え、相殺関税(12.5%)、教育目的税(3%)、特別追加関税(4%)の上乗せが継続され実質的に高関税となっている。 ・弊社が輸出する機械部品に掛かる現地関税がSolenoid Valve (HS:84812) 25.852%、Lubricator (HS:847989) 25.852%、であり、非常に高い。弊社製品の販売とマーケットシェアを上げるのに苦労している。	・関税の低減および撤廃。	・関税法
		日機輸	(2)	追加関税の賦課	・物品のインドへの輸入にあたり、基本関税の他に相殺関税や特別追加税が徴収される。 (継続、要望変更)	・追加関税の撤廃。 ・物品サービス税(GST)を早期導入し、税制の簡素化をお願いしたい。
	日鉄連	(3)	頻繁な関税率引き上げ	・2015年3月、特に分類されない鉄鋼製品のMFN輸入関税が7.5% 10%に引き上げ。 2015年6月、熱延鋼板類など、主要鉄鋼製品の輸入関税(MFN)が7.5% 10%に引き上げ。 2015年8月、殆どの鉄鋼製品の輸入関税が2.5%引き上げ。鉄鋼製品の輸入関税は、熱延鋼板類など主要製品で12.5%、その他製品では概ね10%となった。 (継続)	・頻繁な税率改正(引上げ)の回避、関税引き下げ。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(4)	関税分類適用の恣意性	・HSコードの適用は税関担当官が決めることになっており、担当官による適用するHSコードが異なる。インドでは、第三者機関などでHSコードを決定する機能が無い。 (継続)		・Union Budget
	日機輸	(5)	ITA対象製品への恣意的な課税	・ITA対象品目と考えられる情報通信関連製品に対して関税を課す動きがある。 (継続)	・無税化の措置を継続してほしい。	
	自動部品	(6)	輸入関税・諸掛り賦課の恣意性	・米等の食料品や日用品等の生活支援物資を日本から送付する際に同じ商品でも関税がかかる場合とからない場合がある。また、係員により数々の手数料が取られ高額になる場合があり、基準が不明瞭である。	・相手先国内における、法整備、運用を整えるよう働きかけてほしい。	
	フル工	(7)	FTA原産地判定基準の煩雑	・VA基準での原産品判定において、控除方式での原産資格割合算出に必要な非原産材料価格・FOB価格以外に、経費・利益・輸送費の情報提供を求められているが、産品1個毎に経費等を算出するのが難しい。	・控除方式の場合、非原産材料価格・FOB価格で原産性立証可であればその他の項目は省略可として欲しい。	・経産省ガイドライン「原産性を立証するために整えるべき保存書類の例示と考え方」
	自動部品	(8)	FTA原産地証明書の取得手順の煩雑	・現在のEPAやFTAを締結した国々との貿易ではFTA特恵関税を用いた取引が活発になると予想されるが、日印EPAにおいて特恵関税を適用するには特定原産地証明を出荷毎に商工会議所に向いて入手し、輸入国での輸入通関に間に合うように発送する必要がある。 (変更)	・貿易サブシステムなどを活用し、申請、取得、輸入者への提出が電子的に行えるようにする。	・日印CEPA
	日機輸 自動部品		・日印CEPAの原産地規則は多くの産品についてRVCとCTCの両基準の充足を要求しており、特定原産地証明書を取得するのに時間と手間がかかる。 (継続)	・RVCとCTCの一方を満たせば足りるように変更するなど、原産地規則を緩和して欲しい。		
	日機輸	(9)	第三国経由出荷品の日印EPA活用の困難	・日印EPAにおいて、原産国以外の第三国経由の出荷品は、協定活用が困難である。(第三国で一旦通関し加工した場合、日本の原産地性を失っていないことも協定活用の対象からは除外される。) (継続)	・第三国経由(第三国で一旦通関済み)の出荷品についても、当該第三国で原産地性を失うような加工がされていない限り、EPA活用できるようにしてほしい。	
	自動部品	(10)	インボイスへの詳細な価格記載要件	・機材(ベンチマーク用の為の無償出荷)のインドへの輸出において、インボイスにNominal Valueを記載していても、更なるvalueの詳細(組立費、パーツ費など)が記載された公式レターが別途必要となっている。開発委託の機材輸出处理負荷が高くなり現地開発委託を進めることが難しくなると懸念している。 (継続)	・対象機材のNominal Valueで輸出が許可されるようにしてほしい。	
	自動部品	(11)	中古設備輸入手続きの煩雑	・新規設備投資抑制の為、親会社/他海外関係会社からの遊休中古設備の輸入を図りたいが、中古設備輸入の手続きが煩雑であり、申請書類等作成の事務量、所要時間が膨大となっている。	・中古設備輸入の規制緩和、手続きの簡素化。	
	日機輸	(12)	関税当局の許可証の発行・更新手続きの煩瑣・大幅遅延	・関税当局(SVB)の登録免許更新手続きに時間を要する。3年毎に登録免許更新があるが、必要書類を提出しても、当局の更新手続きが始まらず、3-6ヶ月は処理に時間が掛かる。その間、CIF価格の1%のDepositを要求されるため、キャッシュフローの負担が大きいもの。 (継続)	・SVB当局の処理の改善。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(13)	輸入通関時の最高小売価格の申告・表示義務の煩雑・困難	・輸入通関時の最高小売価格:MRP(Maximum Retail Price)の表示について、発地にて添付作業が発生。 (継続)		
	日機輸	(14)	輸入通関手続の煩瑣・遅延	・CY(コンテナヤード)内の通関ではなく、ICD(Inland Container Depot)、CFS(コンテナフレートステーション)での通関となり、CYからの横持ちが常に発生する。 (継続)		
	日機輸	(15)	輸入規制対象貨物の通関判断基準の不明確	・Hot Dip Galvanized SteelはBIS(Bureau of Indian Standard)輸入規制の対象となっているが、異なる品種(具体的にはZinc、Magnesium、Aluminum、SiliconメッキのSuper Dyma材)がHot Dip Galvanized Steel材と看做され通関で止められる事がある。 (継続)	・インドで製造出来ない特殊材までインド規格の規格に置き換えて判断するのではなく、明確な鋼材定義に則り判断をしていただきたい。	・Steel and Steel Products(Quality Control) Order, 2008.
	日機輸	(16)	過度に厳格な貨物検査	・空港貨物において80%以上の割合で内容検査をされる。リードタイム増、貨物ダメージが頻繁に発生。 (継続)		
	日機輸	(17)	輸入通関・市場監査の不十分	・規制が導入されても、通関でほとんどチェックされていない。MRPやE-wasteなど各種規制のチェックが弱く違法品に溢れている。また市場での監査も限定的であり、違法品が放置状態である。環境規制や製品安全規制ではロゴの表示義務があるが、未表示(未認可)の製品が容易に見つかる。コストをかけて規制対応したメーカーにとって不利益な状態となっている。	・規制を導入したら、その規制通りに遵守状態を確認し、違法品を徹底的に排除することに取り組んでいただきたい。	
	日鉄連	(18)	アンチダンピング措置の濫用	・2002年12月5日、欧州・日本・米国・カナダからのステンレス冷延鋼板(600mm幅以上)に対するAD税賦課確定の最終決定。 ・2005年11月25日、上記AD税賦課(中間見直しの結果、トンあたり305ドル、445.69ドルのAD税が課せられることとなった)。 ・2006年12月、措置撤廃。 ・2008年11月、新たに、欧州、日本、米国、中国、韓国、南アフリカ、台湾、タイ、からのステンレス冷延鋼板(600mm幅以上)に対するAD調査を開始。 (継続)	・措置撤廃など。	
	日鉄連			・2016年4月、日本、中国、韓国、ウクライナからの冷延鋼板類および厚板に対するAD調査開始。 2016年8月、暫定措置(6か月)。		
日鉄連	・2008年11月、日本、中国、インドネシア、イラン、カザフスタン、マレーシア、フィリピン、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、サウジアラビア、韓国、タイ、トルコ、ウクライナからの熱延鋼板に対するAD調査を開始。					
日鉄連	・2016年4月、日本、中国、韓国、インドネシア、ブラジル、ロシアからの熱延鋼板類および厚板に対するAD調査開始。 2016年8月、暫定措置(6か月)。					
日鉄連	(改善) ・2009年8月、提訴者の要請により調査打ち切り。 (改善掲載済み)					

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連			・2009年11月24日、ステンレス冷延鋼板について最終決定で日本のみ数量が僅少で損害も無い事を理由に対象から除外。その他14ヶ国に対しては12.74～2,254.69ドル/MTのAD税の賦課を決定。 2015年12月11日、措置延長(日本は含まれず)。 (改善掲載済み)		
	日鉄連	(19)	セーフガード措置の濫用	・2009年4月9日、熱延鋼板(厚さ20mm幅2000mmまで、HS7208に含まれる)のセーフガード調査を正式に開始。 2009年12月8日、審査会がSG税を賦課しないよう中央政府に答申。(提訴者が「国内産業」を構成せず、関連情報を提供しなかったため、損害に関する判断ができないとしている)。 (継続)	・調査の中止。 ・適用除外の設定。 ・措置の撤廃。 (特に15.9から開始の熱延鋼板に対するSG調査は、WTO協定との整合性に疑義あり)。	
	日鉄連			・2013年4月22日、継目無鋼管に対するセーフガード調査を開始。 2014年8月13日、SG税賦課開始。	・調査の中止。 ・適用除外の設定。 ・措置の撤廃。	
	日鉄連			・2014年9月19日、ステンレス冷延鋼板に対するセーフガード調査を開始。 2015年3月23日、SG総局が調査終了の建議(16.1現在、上級委員会で審議中)。	・調査の中止。 ・適用除外の設定。 ・措置の撤廃。	
	日鉄連			・2015年12月7日、厚板に対するセーフガード調査開始。 2016年11月23日、財務省が16.11.23から2年半のSG税賦開始。 (変更)	・調査の中止。 ・適用除外の設定。 ・措置の撤廃。	
	日鉄連			・2015年9月7日、熱延鋼板(コイル)に対するセーフガード調査開始。 2015年9月14日、財務省が20%の暫定SG税賦課決定(最長200日間)。 2016年3月30日、財務省が2015年9月14日から2年半のSG税賦開始。 2016年12月20日、日本政府がインド政府に対し、鉄鋼製品に対するセーフガード措置等について、世界貿易機関(WTO)協定に基づく協議を要請。 (変更)	・調査の中止。 ・適用除外の設定。 ・措置の撤廃。	
	日機輸	(20)	個人利用の電化製品輸入の原則禁止	・個人消費(利用)の輸入荷物につき、電化製品が「原則禁止」されている。	・制限緩和を検討して頂きたい。	
	日鉄連	(21)	輸出禁止	・2010年7月、違法採掘防止を理由として、カルナタカ州政府が鉄鉱石輸出の禁止を実行。現在は一部の鉱山において操業が再開されているが、輸出は依然として禁止されている状況。 (変更)	・制度の撤廃。	
	日鉄連			・2012年9月、違法採掘防止を理由として、ゴア州政府・中央政府・最高裁が鉄鉱石の生産・輸出の禁止を実行。現在は一部の鉱山において操業及び輸出が再開されているが、全面的な再開には至っていない。 (変更)	・制度の撤廃。	
	日鉄連	(22)	輸出税賦課	・2007年2月28日、インド財務省は、税収確保とインド国内鉄鉱石資源温存のため、鉄鉱石輸出につきトンあたり300ルピーを一律課税することを発表(3月1日実施)。 2007年5月～2011年12月、以降、複数回に亘り税制を変更している(以下参照)。	・制度の撤廃。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法																																																												
9				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>塊鉱</th> <th>粉鉱</th> <th>ペレット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>07.5.3</td> <td>変更なし</td> <td>トン当たり 50 ルピー</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>08.6.13</td> <td colspan="2">FOB 価格の 15%</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>08.10.31</td> <td>変更なし</td> <td>トン当たり 200 ルピー</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>08.12.7</td> <td>FOB 価格の 5%</td> <td>撤廃</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>09.12.24</td> <td>FOB 価格の 10%</td> <td>FOB 価格の 5%</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>10.4.29</td> <td>FOB 価格の 15%</td> <td>変更なし</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>11.2.28</td> <td>FOB 価格の 20%</td> <td>FOB 価格の 20%</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>11.12.30</td> <td>FOB 価格の 30%</td> <td>FOB 価格の 30%</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>14.1.27</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> <td>FOB 価格の 5%</td> </tr> <tr> <td>15.6.1</td> <td>Fe58%以上 FOB 価格の 30% Fe58%未満 FOB 価格の 10%</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>15.10.16</td> <td colspan="2">日韓向けのみ、Fe58%以上の FOB 価格を 30 10%に引き下げ。 その他は変更なし。</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>16.1.6</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> <td>撤廃</td> </tr> <tr> <td>16.3.1</td> <td colspan="2">Fe58%未満の輸出税(10%)を撤廃</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>17.2.20</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>鉄鉱石輸出税は、鉄鉱石サプライヤーにとって経済的に大きな負担となっている。また、負担の一部がFOB価格上昇という形で、日本を始め鉄鉱石需要家に転嫁されることもある。 (変更)</p>		塊鉱	粉鉱	ペレット	07.5.3	変更なし	トン当たり 50 ルピー	N/A	08.6.13	FOB 価格の 15%		N/A	08.10.31	変更なし	トン当たり 200 ルピー	N/A	08.12.7	FOB 価格の 5%	撤廃	N/A	09.12.24	FOB 価格の 10%	FOB 価格の 5%	N/A	10.4.29	FOB 価格の 15%	変更なし	N/A	11.2.28	FOB 価格の 20%	FOB 価格の 20%	N/A	11.12.30	FOB 価格の 30%	FOB 価格の 30%	N/A	14.1.27	変更なし	変更なし	FOB 価格の 5%	15.6.1	Fe58%以上 FOB 価格の 30% Fe58%未満 FOB 価格の 10%	変更なし	変更なし	15.10.16	日韓向けのみ、Fe58%以上の FOB 価格を 30 10%に引き下げ。 その他は変更なし。		変更なし	16.1.6	変更なし	変更なし	撤廃	16.3.1	Fe58%未満の輸出税(10%)を撤廃		変更なし	17.2.20	変更なし	変更なし	変更なし		
					塊鉱	粉鉱	ペレット																																																											
				07.5.3	変更なし	トン当たり 50 ルピー	N/A																																																											
				08.6.13	FOB 価格の 15%		N/A																																																											
				08.10.31	変更なし	トン当たり 200 ルピー	N/A																																																											
				08.12.7	FOB 価格の 5%	撤廃	N/A																																																											
				09.12.24	FOB 価格の 10%	FOB 価格の 5%	N/A																																																											
				10.4.29	FOB 価格の 15%	変更なし	N/A																																																											
				11.2.28	FOB 価格の 20%	FOB 価格の 20%	N/A																																																											
				11.12.30	FOB 価格の 30%	FOB 価格の 30%	N/A																																																											
				14.1.27	変更なし	変更なし	FOB 価格の 5%																																																											
				15.6.1	Fe58%以上 FOB 価格の 30% Fe58%未満 FOB 価格の 10%	変更なし	変更なし																																																											
				15.10.16	日韓向けのみ、Fe58%以上の FOB 価格を 30 10%に引き下げ。 その他は変更なし。		変更なし																																																											
16.1.6	変更なし	変更なし	撤廃																																																															
16.3.1	Fe58%未満の輸出税(10%)を撤廃		変更なし																																																															
17.2.20	変更なし	変更なし	変更なし																																																															
日機輸	(23)	関税還付手続の煩雑	・輸出品の輸入関税をリファンドできる仕組みがあるが、リファンド手続きで大量の明細資料の提出を求められる(1000ページ以上の購入資料。)新機種の取り扱いが発生するたびに提出が必要で、膨大な事務量になっている。 (継続)	・輸出事業への恩典を充実させてほしい。																																																														
日機輸	(24)	輸出手続の遅延	・インドからの輸出が可能となるまでの所要日数が長い。 例:無償の場合は3~6カ月、有償買い取りの場合は2~3週間。 (継続)	・輸出手続き期間の短縮を要望。																																																														
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	日機輸	(1)	保税輸入・再輸出手続の煩雑	・インドサプライヤーに組み立て品を発注しており、その中の部品を日本から無償支給している。再輸出するので保税としたいが、手続きが煩雑かつ実際にはスムーズに通関できない。	・保税手続きの簡素化または関税の見直し。																																																												

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
11 利益回収	日機輸	(1)	対外送金規制の厳格・煩雑	<ul style="list-style-type: none"> ・外国送金の規制が厳しく、たとえば輸入商品代金の送金には膨大な資料とサインの提出が銀行へ求められ、とても煩雑(BOE原本すべての提出等)。 ・現在、簡素化が進んでいる段階。 ・経費関連の外国送金には、会計士による証明書が必要となり、手間、コストともにかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送金時の手続きの簡素化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Income-Tax-Act, Section 195, 所得税規則 ・RBI規則
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・インドから国外への送金において、経費関連の項目で送金できる内容が限られている。例えば、当社の日本本社とインド販売会社間にて為替差損益の精算を行いたい、中銀が許可している送金費目は非常に限られており、精算処理をできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国外送金適用項目の拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Income-Tax-Act, Section 195, 所得税規則 ・RBI規則 ・RBI規則
	自動部品			<ul style="list-style-type: none"> (継続) ・インド国外への送金規制が厳しく、輸入商品以外の無形財(指導料、技術援助料、等)の送金には、会計士の承認を含めて、膨大な資料とサインが求められ、手続きが煩雑。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送金手続きの簡素化。 	
	日機輸	(2)	海外からの入金手続きの煩雑	<ul style="list-style-type: none"> ・海外からの入金について規制があり、たとえば個別に契約書を求められるなど煩雑。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入金制度の簡素化。 	
	日機輸	(3)	インドルピーの不安定と高金利の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・関連会社が営業利益を達成するも、ECBローン評価で為替差損失が発生。また、JPY・USDに対しINR金利が高いため、外貨支払の為替予約コストが多。結果的にECBローンの利益を享受できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・為替相場におけるINRの安定、外貨借入制度の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RBI規制他
12 為替管理	日機輸	(1)	同一グループ会社間の為替取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的にインド国内グループ会社の為替取引を集約する機関を設置したいが、同一グループ会社間での為替取引は認められず、為替取引の相手方は銀行に限定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・為替取引の更なる自由化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RBI規則
	日機輸	(2)	実需原則に基づく為替取引の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> ・為替取引において、実需原則の徹底が求められ、関連エビデンスの作成・提出の負荷が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・為替取引の更なる自由化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RBI規則
	日機輸	(3)	輸入代金決済のルピー建決済の困難	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大するインド市場での大増販のため、日本及びアジアの生産拠点からの輸出(インドサイドの輸入)が急拡大している中、代金の決済はUSDルピーとなり、為替リスクが発生する。インドの販売会社の為替リスクを軽減するため、ルピー建ての決済を行いたい、輸入代金のルピー建決済が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インド準備銀行(RBI)による為替管理規制の緩和・撤廃(インドルピーの国際決済使用の容認)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RBI規則
	日機輸	(4)	国内ルピー決済システムの非効率	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のルピー決済は小切手が主流であり、広大なインドにおいては決済完了まで相当な時間を要す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決済システムの早期普及。 	
	日機輸	(5)	国内取引の外貨建決済規制	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、インド国内での取引における決済では、インドルピー建ての決済しか認められていない。インドルピーはHard Currencyでないこともあり、為替リスクの観点から仕切り取引を推進する上で大きな足かせとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内取引時の決済においても外貨建て決済が可能になることを要望したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インド外国為替管理法

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	日機輸	(6)	ルピー安による輸入部材コスト上昇の価格転嫁困難	・ルピー安の影響で、輸入部材のコストが急騰しているが、それを最終価格に転嫁できず大きな影響を与えている。 (継続)		
13 金融	日機輸	(1)	グループ会社間の貸借の金利制限	・将来的にインド国内でのグループファイナンスを実施したいが、貸付元本または金利に対し「みなし配当課税」がかかる可能性が大きい。 商法では貸借可能となっているが、税法では明確になっていない。 (継続)	・インド準備銀行(RBI)と税務当局間の調整による非課税の明確化。 ・税法上問題ない点の明確化。	・税法
	日機輸	(2)	対外商業借入(ECB)規制	・インド販売会社での運転資金増大に対応するため、インド国外に所在する本社或いは関連会社から貸付を行いたい、資金使途が設備投資、特定インフラに限られているためできない。 2013年9月に規制が緩和され、運転資金への適用も認められたものの、付帯条件が厳しく、実質的に活用できない。 (主な付帯条件) - 平均借入期間が7年間で期日前返済不可 - 貸出人は借入人に直接25%以上出資している事 (継続)	・海外からの資金調達規制の更なる緩和・撤廃。	・RBI規制
	日機輸			・インド販売会社での運転資金増大に対応するため、インド国外に所在する本社或いは関連会社から貸付を行いたい、資金使途が運転資金の場合、借入期間が50万ドル超は5年、50万ドル以下は3年以上の条件となっており、実質的に活用できない。	・海外からの外貨借入の制約緩和・撤廃。	・RBI規則
	日機輸	(3)	外資規制・金融	・インドに建設業(水処理施設EPC)の現地法人を保有している。事業の性質上、運転資金が必要であるため、当社グループ内の融資制度を利用したいが、外国株主による運転資金目的の融資は平均借入期間5年以上とされており機動的なグループ内融資ができず、外部金融機関からの融資を受けている。	・相手国政府に対し、外国株主からの運転資金融資条件の緩和(最低借入期間短縮あるいは撤廃)の要望をして頂きたい。	・RBI(Reserve Bank of India;インドの中央銀行)の2015年11月30日付通達「External Commercial Borrowings (ECB) Policy - Revised framework」
	建産協	(4)	高額紙幣廃止	・高額紙幣の急遽廃止により、現地での決済が非常に不便になり、高額紙幣交換の手続きや対応にも時間を要した。	・施行するまでの十分な期間設置。	
14 税制	時計協	(1)	高率の間接税	・付加価値税(VAT)12.5%~20%(州により異なる)。 ・中央売上税(CST)2%・サービス税14%。 ・教育目的税 3% 関税など高率で運用が複雑。 (継続)	・税制の簡素化と税率の低減。	・物品税法
	日機輸			・基本関税0%の製品を輸入しても、それ以外に相殺関税Duty(10.3%)、教育目的税(2%)、特別追加関税(4%)が課税され、他にも物品税があるためコストが高くなる。 (継続)	・各種税金を撤廃・低減してほしい。	
	日機輸	(2)	複雑な税制	・州付加価値税、物品税、サービス税、州間取引時に課される中央売上税等非常に複雑な間接税体系となっている。 (変更)		・関税法 ・物品税法

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			<p>・日本 インドへ輸出する際の関税及びインド国内輸送時に州を跨ぐ際の税率が分かりにくい。コストもかさむ。さらに州間の流通に時間がかかる。</p> <p>・中央税と地方税が複雑な間接税の体系で、間接税の専門家を2名雇用する必要があり、取引において税務関係のFormを揃えるのに手間と時間が掛かる。</p> <p>(継続、要望変更)</p> <p>・インドの税制はとにかく複雑である。州により違う。種類が多い。相殺・還付可能税も多いが手続きが煩雑。</p> <p>- Local Sales Tax(=VAT)により倉庫の集約、在庫の圧縮が困難。</p> <p>- Road Permit手続きが複雑で困難。</p> <p>2016年4月にGST導入の動きがあるも導入遅延のリスクあり。</p> <p>(継続)</p> <p>・州税を納付するため拠点毎の課税計算が必要(内部拠点間の製品移動が課税対象となる)。</p> <p>(継続)</p>	<p>・関税の簡素化。</p> <p>・州跨ぎの税廃止。</p> <p>・7月導入が見込まれる統一税(GST)導入による、改善に期待。</p> <p>・国によるシンプルな税制への早期統一を望む。</p> <p>・CST(中央物品税)の導入。</p>	<p>・Union Budget</p> <p>・Union Budget</p>
	日機輸					
	日機輸					
	日機輸					
	日機輸	(3)	法人税の予納制度の企業負担	<p>・年4回法人税を分割して納税しているが、業績予想をさせて納税させる仕組みとなっており、どうしても実績との乖離が生じ、不足金額に対する金利支払い、過剰な支払いが生じてしまい、企業側に不利となっている。</p>	<p>・実績をベースにした納税に変更をお願いしたい。</p>	<p>・Income Tax Act</p>
	日機輸	(4)	商品貿易関連サービスへのサービスタックス課税	<p>・商品の輸出入に関わるサービスにService Taxが課税されている。インド政府は輸出促進方針を示し商品へのVATを免税としているが、Service Taxが課税されることにより、輸出競争力を阻害している。</p> <p>(継続)</p> <p>・輸入における海上運賃について、2016年度よりサービスタックスが課税されることに変更された(対象は30%部分)。貿易促進に反し、Ease of Doing Business政策と矛盾する課税強化であり、撤回をお願いする。</p>	<p>・インドからの輸出に関わるサービスについてはService Taxを(GSTへ移行後は、GSTを)無税として頂きたい。</p> <p>・海上運賃へのサービスタックス課税の撤回。</p>	<p>・Finance Act 1994</p> <p>・Finance Act 1994</p>
	日機輸	(5)	立替VATの還付遅延・不透明	<p>・立替VATの還付手続きがSYSTEMATICではなく、還付に2-3年掛かる上、還付タイミングが決められていないなどCASH FLOWに与える影響が大きい。</p>	<p>・還付手続きルールの明確化と、そのルールに基づいた処理をお願いしたい。</p>	<p>・各州のVAT Act</p>
	日機輸	(6)	日印租税条約の技術上の役務の定義不明確	<p>・日印租税条約においては、「技術上の役務に対する料金」(第12条)という特殊な条項が設けられており、かつ、そこで規定される「技術上の役務」の定義が不明確なため、課税/非課税とされるケースにばらつきがあり、課税の予見可能性を損なっている。</p>	<p>・日印租税条約第12条における「技術上の役務に対する料金」の削除、または定義の明確化。</p>	<p>・日印租税条約第12条「技術上の役務に対する料金」</p>
	日機輸	(7)	租税条約適用における税務番号(PAN)取得要件	<p>・日印租税条約適用条件が緩和され、昨年度の税制改正により、PANが無くとも源泉税率10%は適用可能になったが、インド源泉所得がある限りにおいては、インドにおいてPANの取得申告が必要である、即ちPANの取得が必要という状況については依然変わっていない。例えば源泉税率10%(PANがない場合は20%)の低減税率を適用するにも、日本の企業がPANを取得する必要があり、実際的に低減税率を適用できないケースが多い。</p> <p>(内容、要望ともに変更)</p>	<p>・PAN取得要件の撤廃。</p>	<p>・日印租税条約</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
14	日機輸	(8)	印星租税条約における売上税源泉徴収の全額還付不可	・インドにおける源泉課税について、シンガポールからインドにデザインや採用等のサービスを提供する場合、販売金額の10-20%の源泉徴収税を支払わなければならない。シンガポールとインド間の租税条約に基づき、シンガポールで税の還付が受けられるが、全額は還付されず利益に大きく影響を与える。 (継続)		・印星租税条約	
	自動部品	(9)	長期出張者のPE取扱いの不透明	・現地の税法上、長期出張者のPE上の取り扱いが不透明である。特に、183日ルールのお考え方や数え方、親会社の義務として行う監督指導もPEリスクに直結するか等々の点が明確でないため、今後、拠点への長期出張が増大してきたときの運用面に支障が生じるのではと懸念している。 (継続)	・長期出張者の183日ルールの適用方法(日数の計算、現地)を明確化して頂きたい。	・移転価格税制(法人税法)	
	日機輸	(10)	PEのインド居住要件の特異性	・インドに過去4課税年度で365日以上滞在し、且つ当該課税年度60日以上滞在した者はインド居住者の対象となることから、帰国後もインドでの個人所得税課税対象となる。よってインド駐在経験者が帰国後数年間、インドビジネスに関わりづらい状況が生じており、インド人材を十分に活用出来ないでいる。	・インド居住者の要件である過去4課税年度で365日以上滞在、及び当該年度インド滞在日数60日の制限を緩和(他国基準同様183日以上等)頂きたい。	・Income Tax Act	
	日機輸	(11)	移転価格税制の不透明・恣意的適用	・多大な調査工数と納得性に乏しい判断(海外への多額の資金流出全てを移転価格上受入れない姿勢)。 (継続)	・調査官のレベルアップ。	・所得税法144C	
	日機輸	(12)	移転価格調査における過剰なコストデータ提出要求	・コストデータ、他社への価格見積情報を取引先から要求される。開示はできないため、都度様々な代替方針を検討し対応する為、多大な労力を要している。	・税務申告又は調査において、取引先にデータ提出を求める等、自社内で完結できない制度又は慣習の排除。	・移転価格税制	
	日機輸	(13)	商社の仲介手数料取引への不当な移転価格更生・追徴課税	・移転価格調査が各商社現法に対して実施され、主たるビジネスである仲介手数料取引についても、通常の売買取引と同等の取扱高に対する利益率を稼得すべきとの一方的主張の下、各社に多額の追徴税額を課した。インド進出及び取引拡大の大きな障害となっている。またその対応に忙殺されると共に、コンサルタントに対する手数料等、多額のコストが生じている。 (継続)	・透明性と合理性のある調査を行って頂きたい。	・Section 92C/92CA Income Tax Act,1961	
	日機輸	(14)	税務調査の遡及実施	・法人税・個人所得税ともに、税務調査が3年以上前の会計年度に対し実施される為、資料の破棄や、個人所得税などでは本人の退職や移動等により税理士が要求するデータを揃えるために多大な労力を要する。	・税務申告時期の早期化、翌年の税務調査実施。	・Income Tax Act	
	日機輸	(15)	税務当局の恣意的課税	・無形資産及び営業費用の一部につき、税務当局より損金算入否認、追加納税要求あり。	・税務当局内での恣意的な賦課基準運用の防止に向けた取り組み強化につき引き続きご支援願いたい。	・所得税法32(1)	
15	価格規制	日鉄連	(1)	輸入最低価格設定	・政府の輸出入政策(5年毎/現行1997年4月-2002年3月)の臨時措置として1998年12月11日輸入最低価格制度(Minimum Import Price=MIP)が導入され、廉価の鉄鋼製品輸入に歯止めを掛けた。その後国内リローラー・ユーザー組合が政府に当該措置撤廃を要請。これを受けて1999年12月最低価格の下方修正、さらに2000年1月には撤廃が発表された。しかし、国内鉄鋼メーカーがこの撤廃措置を不当としてカルカッタ高等裁判所に提訴し、係争中。審議中の扱いで輸入最低価格制度は効力がないとの解釈から制限を無視して輸入されているのが実態。 2016年2月5日、173HSコードについてMIPを設定し、それを下回る価格の	・制度の撤廃。 輸入の禁止・制限することについては、WTO協定に対する強い不整合が疑われる。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
15				輸入(CIFベース)については、輸入禁止とする措置を導入。2月5日官報告示即日導入。当初6か月継続実施の予定。 2016年8月5日、対象を66HSコードに削減のうえ、2か月措置延長。 2016年10月5日、上記措置を2か月延長。 2016年12月5日、対象を19HSコードに削減のうえ、2か月措置延長。 2016年12月20日、日本政府がインド政府に対し、鉄鋼製品に対するセーフガード措置等について世界貿易機関(WTO)協定に基づく協議を要請。 (内容、要望ともに変更)		
	日機輸	(2)	MRP表記方法の厳格な規制	・MRP表記の方法に関する規制が厳しすぎる。旧法で設定されていた記載方法で表記してしまったもの(個数単位N Nos)や表記サイズが微妙に小さい(4mm 3mm)だけでの差し押さえは度がすぎるのでは？ 法規制に対応していないといえよその通りだがなんとかならないか。	・インド特有のMRP法規制を他国に極力合わせる方向で見直しをかけて頂きたい。	・The Legal Metrology (Packaged Commodities) Rules, 2011
16 雇用	日機輸	(1)	州ごとに異なる労働基準	・一般的に州毎に雇用まつわる基準が異なるが、その内容を把握するツールが乏しいため、労務管理が難しい。 (継続)	・日本人でもわかる、体系的に整理された書籍や情報開示があればありがたい。	
	日機輸	(2)	ビザの有効期間の不足	・赴任者本人の最初のビザが1年である中で、家族を帯同する場合には本人のビザの残存が半年以上必要であり、本人赴任後直ぐに帯同手続をするか、本人ビザを延長してから帯同手続を行わなければならないため時期の設定という点での不自由さがある。 (継続)	・赴任者の最初のビザを1年期限ではなく複数年許可して頂きたい。	
	日機輸			(改善) ・労働契約書の期間に合わせて有効期間のビザの発行が可能になった。		
	自動部品	(3)	長期ビジネスビザ有効期限延長措置の未実施	・2016年6月10日在日インド大使館は、日本人に対する長期ビジネスビザの有効期限を、これまでの1年から「最長10年」に延長、即日開始することを発表したが、依然として有効期限1年のビジネスビザ発給に留まっている。	・有効期限1年以上の長期ビジネスビザの発給をお願いしたい。	
	日機輸	(4)	ビザ申請手続の煩雑・遅延	・就労査証の手続き(新規赴任時・更新時ともに)にあまりにも時間と手間がかかりすぎる。 (継続)	・日本人に対し手続きの簡素化・時間短縮、査証期間の拡大が望まれる。 ・もっと活発に日印が交流できるよう、日本人については査証なしで入国できるように入国規制緩和が望まれる。	
	日機輸			・現地でビザ申請する際の書類・記載事項が頻繁に変更される。事前に書類の種類や内容について問題ない旨、当局に確認していても、実際申請してみると受理されないことが度々ある。 (改善) ・現地でビザ申請をする際に追加書類を求められることが減り、手続きが平準化・安定してきた。 ・審査日数が4Weeksから2Weeksに短縮された。 ・現地でビザ申請をする際に追加書類を求められることが減り、手続きが平準化・安定してきた。	・手続きの平準化・効率化して頂きたい。	
日機輸	(5)	日印社会保障協定のEPF還付手続の不透明	・インド-日本間社会保障協定が発効。 社会保険への2重加入が解消されたこと及び 帰任時に既拠出額につきEPF還付が可能となった。但し、現地EPFO担当者の理解が不十分なことなどから依然還付手続が不透明なこともあり、引き続き実務面で課題あり。	・社会保障協定発効への日印両政府の尽力に感謝申し上げると共に、引き続き実務面でのフォローをお願いしたい。	・G.S.R 148 and G.S.R 149 Dated September 2010	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	外国出願に関する情報提供要件の不合理・不明確	<ul style="list-style-type: none"> ・インド出願後、特許付与まで、審査官の要求があれば外国出願に関する情報を提供しなければならず、Office Actionには、この外国の例としてUSPTO、EPO、JPOが挙げられることがある。しかし、これら3つの特許庁での情報は、出願人からの情報提供を受けなくても、ドシエシステムを使えば、審査官は入手可能であり、出願人に余計な負荷がかかっている。 ・情報提供が必要な国が不明瞭であり、適切な対応ができない。 (内容、要望ともに変更) ・各国における特許審査情報の電子化と公衆への提供が進んでいる今日でも、外国出願の事実や審査結果などの審査情報開示を義務付ける国があり、多数国で知的財産保護を求める必要のある多国籍企業にとって、その対応負担は非常に大きい。またその義務の内容が明確でないため、将来的に意図せず義務違反となるリスクが懸念される。 (継続) ・インド特許法8条により、対応他国・主要国の特許出願及び審査結果について、インド特許庁に提出することが求められており、出願人の負担は大きい。WIPO-CASEには加入し、ITシステムも整備され、近いうちに運用が始まる。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドシエシステムを活用し、出願人からの情報提供を不要として頂きたい。 ・情報提供のしくみを継続する場合は、どの国の情報が必要であるかを明らかにして頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許法8条(2)「外国出願に関する情報」 ・特許法64条(1)(m)「特許の取消」
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・特許審査情報の電子化の進展に鑑み、外国出願情報開示義務を緩和・廃止、又は義務内容の明確化を推進していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インド特許法8条等 	
	日機輸	(2)	特許実施報告書提出に係る特異な情報提供義務	<ul style="list-style-type: none"> ・インドにおける特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書(FORM27)を定期的に提出しなければならないが、他国には無い制度であり、特別な作業をしなければならず、負荷が大きい。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・陳述書がどのように活用されるのか、又、提出に際して現状の運用の必要性が不明であるにも関わらず、特許権者に対して作業負担が非常に大きいため実施報告書の提出を廃止して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インド特許法146条(2)「特許権者からの情報を要求する長官権限」 ・インド特許施行規則131(1)(2)「146条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法」 ・インド特許法122条(1)(b)「情報提供の拒絶又は懈怠」
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・インドでは特許の国内実施に関する情報を提供することが義務になっている。この情報は全てのインド特許について、毎年、1月1日～3月31日の期間中に提出することが義務付けられている。(インド特許法146条) (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インド国内での実施報告義務の廃止、又は緩和を御願いたい。 	
	日機輸	(3)	第一国出願義務の法令規定の不明確	<ul style="list-style-type: none"> ・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。(インド特許法39条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定を御願いたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インド特許法39条等
	日機輸	(4)	国際特許分類の公報への一部未記載	<ul style="list-style-type: none"> ・国際特許分類(IPC)に関して公報に記載されていない案件も散見される。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許情報の欠損の改善。 	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輪	(5)	特許早期審査制度活用の困難	・インドの早期審査制度は2016年に導入されたが、諸々の規制からインド国内企業にしか活用できない制度となっているため、今後の改善が望まれる。 (内容、要望ともに変更)	・早期審査制度の要件の緩和。	
	日機輪	(6)	特許出願公開の遅延	・依然として公開遅延案件があり、古い案件ほど公開が遅くなっている。 (継続)	・特許出願の適時の出願公開。 ・引き続きDIPPによる指導を希望する。	
	日機輪	(7)	商標審査の遅延	・最近の出願審査については、長期未審査の割合が減少しており、概ね2年以内の登録となっているため、改善が図れていると感じる。一方で、古い案件では、現地代理人から審査完了の報告を受けているにも関わらず、5年以上登録証が発行されてない案件等が存在する。 参考:過去5年に出願した案件(21件)のうち、19件は出願から2年以内に登録されている。残りの2件は、ノーアクションで2年以上動きがない。 (継続)	・出願日が2010年以前の出願件につき、審査停滞案件が依然として存在する。これらの件の即時進行を希望する。	・出願審査運用
	日機輪		・インドではマドプロに準じて18月以内に審査処理されるものもあるが、出願から5年以上経過しても進捗の無い案件も多い(当社では50%が未登録)。 (継続)	・商標の長期未審査案件の審査迅速化。 ・インドにおける企業活動の活性化・安定化を進めるためにも長期未審査案件について迅速に審査して頂くとともに、過去に数度実施して頂いた滞留案件解消の為の特別な施策(special drive)の適時実施などを希望する。		
	製薬協	(8)	模倣品取締り対策の不足	・偽造医薬品は、単に知的財産権(特許権、商標権)の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないように取締ることが重要である。インド等で製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。 (継続)	・偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。	
	日機輪		・市場における模倣品氾濫の抑止効果を強化するため、模倣品販売者または製造者に対する刑事訴求手続の迅速化及び処罰決定の期間の短縮化をできないか。行政摘発(救済)制度を導入したり、特別な裁判所を設置したりして、当該違法行為に対する短期間での処罰ルートを確立し、摘発(救済)ルートを多様化することで、模倣品氾濫を抑止することを提言する。 (継続)	・市場で流通する模倣品対策。 ・刑事訴求手続の迅速化及び処罰決定の期間の短縮化。		
日機輪	(9)	模倣品取締り手続の遅延	・警察による取締り・模倣品押収後、警察はCharge Sheetを裁判所に提出しなければならないが、2年以上たっても提出されず、刑事訴追手続が始まらないケースが複数ある。事件の解決が遅延する上、証人出廷が困難になったり、当事者間交渉によるタイムリーな供給元情報取得も困難になったりする。 (継続)	・警察での取締り後、1年以内にCharge Sheetを提出するなどの期限を設けて頂きたい。		
日機輪	(10)	特許庁の制度運用の不十分・不透明	・検索項目の追加(権利存続/失効の絞込みや出願人での検索を可能に)。 ・ステータス情報の充実(ステータスの最終更新日付の記載)。 (継続、要望変更)	・インド特許庁IPDLでの商標検索における操作性向上。		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸			<p>・法令上の明確な規定がない一方、審判部での判決や特許庁の指針に基づいて、全てのインド特許出願について、発明者から会社への譲渡証又は所有権を証明する書面を提出することが必要であると、現地弁護士から要求されている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・譲渡証提出の緩和又は不要を法令規定に明記していただきたい。</p> <p>・または、所有権を証明する書面の要件、記載内容を簡素化し、現地の弁護士が容易に作成し、署名できる内容に改めていただきたい。</p> <p>・商標審査の運用改善。</p> <p>・庁内の情報共有や情報管理がうまく機能していないと思われ、特許庁内データベースの整備、タイムリーな蓄積、庁内での共有等の仕組み・運用を構築することにより、審査業務の効率化、迅速化が実現できると考える。</p>	
	日機輸			<p>・特許庁内データベースの不備による不適切な拒絶理由通知が発生している。1回目の拒絶理由通知に補正等の対応をした後、2年後に同じ拒絶理由が通知されるケースや、既に名義変更申請の権利が引用されるケース、既に消滅した権利が引用されるケース、自社名義権利が引用されるケースがある。</p> <p>(継続)</p>		
	日機輸	(11)	部分意匠制度における保護不十分	<p>・現状、物品本体と切り離せる部分、例えばハンドバックにおける止め金具のような部分については金具部分を実線、バック本体を破線とすることで意匠登録をすることができ、部分的な保護を受けることが可能である。しかしながら、物品本体と一体となった部分(例えば、ハンドバックの底面部全体等)は当該部分に新規性があっても意匠登録の対象とはならない。</p> <p>デザインにおいては、後者のように物品と一体となった部分が顧客に対する差別化要素となることも多く、また、当該部分を巧みに取り込んだ模倣品が出現することもある。現状のインドにおける意匠権ではこれらの事情に対応することができない。</p> <p>上記問題点の改善の結果、インド側が享受する利益・利点: デザインに対する模倣行為を抑止力を向上することができ、公平な競争環境を提供できる。その結果、インド国内において知的財産保護が確保されビジネス環境が整備されることによりインド市場への投資が拡大する。インド企業がデザイン能力を向上させる手段として有益であり、デザイン振興による国内産業の活性化が図られる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・部分意匠制度につき、本体部と物理的に切り離せない特徴ある部分に対しても適用範囲を広げて頂きたい。</p>	<p>・意匠の審査ガイドライン・審査マニュアル</p>
	日機輸	(12)	PCT出願の優先権証明書翻訳要件の煩雑	<p>・特許規則21(2)に基づいて優先権証明書の翻訳を求めることは適切ではない。当該規則は、国際段階において優先権証明書が提出されておらず、また、その後国内段階で提出されたとしても、それが英語ではない場合に翻訳を求めるものである。</p> <p>(継続)</p>	<p>・PCT出願の優先権証明書の翻訳手続の簡素化。</p> <p>・PCT出願の優先権証明書を求める運用を停止してほしい。</p>	
日機輸	(13)	PCT国際調査に関する審査協力合意の未締結	<p>・日本国特許庁は、以下の国で受理されたPCT国際出願について、出願人の希望があれば日本国特許庁が国際調査報告を作成・提供することができる。JPOは、我が国企業のグローバルな事業活動の支援のために、アジアでの管轄国を拡大する意向。現在JPOの管轄国は、日本、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、アメリカの9か国。インドはJPOと上記協定を結んでいない。</p> <p>仮に協定があれば、今後インドで現地発明が生まれ、英語で明細書が作成さ</p>	<p>・PCT国際調査に関する日印特許庁の審査協力が望まれる。</p>	<p>・日印の特許審査に関する協力協定</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
17				れた場合、英語PCT インド特許庁が国際事務局WIPO受理官庁 JPO国際調査というルートで品質を確保することができるのではないかと思う。 PI名義の場合、JPO受理官庁は選択できず、インドがWIPOへの出願になる。 当社のマレーシアやシンガポールの現地発明(冷機のコンプレッサー)では、上記ルートでPCT出願し、協定を活用してJPOが国際調査している。 (継続)			
	日機輸	(14)	実用新案制度の導入時における制度設計	・実用新案制度の導入が積極的に検討されていると聞いている。 またその理由の1つとして、特許審査の滞貨解消が挙げられている。実用新案制度における簡易な審査により、不安定な権利が増加し、権利濫用が懸念される。	・もし、実際に実用新案権制度が導入されることになる場合には、実用新案権者が権利行使する際には技術評価書の提示を義務付ける、実用新案権の保護対象を明確化する(例えば物品の形状に限る)などの対策を要望する。		
	製薬協	(15)	医薬品分野での知財保護不足	・医薬用途特許が認められない点については引き続き改善を求めたい。特許訴訟における権利行使(差し止め)及び強制実施権については改善が認められるものの引き続き動向を見ていきたい。	・TRIPS協定に従い、技術分野並び輸入か国内生産かで差別することなく特許を認めて頂きたい。	・インド特許法第3条及び第84条	
19	工業規格、基準安全認証	日鉄連	(1)	独自規格の取得義務	<p>・2008年9月12日、鉄鋼製品6品種を強制規格化。輸入・国内流通前にIS(Indian Standard)の取得およびマーク表示が義務付けられる。</p> <p>・2009年2月12日、鉄鋼製品8品種(半製品、厚板、亜鉛めっき鋼板、ブリキ、電磁鋼板等。当初予定の11品種から変更)の強制規格化を1年間延期。</p> <p>・2010年2月12日、上記8品種のうち亜鉛めっき鋼板(規格番号277)にのみ規格取得を義務付け、残り7品種は制度適用除外となった。</p> <p>・2011年7月20日、これまで導入が見送られていた品種のうち、9規格を強化する旨、WTOに通知。</p> <p>・2012年9月10日、鉄鋼省は2012.3.12に品質管理規程強制規格化の対象となっていた9規格(セカンド・オーダー2012)について、製品の仕様(板厚、板幅等)で仕分けをし、そのうち数種のインド規格および仕様の強制規格化施行時期を2013年3月31日まで延期(10月17日に追加改正規定を公示)。残りの規格については、当初の予定通り2012年9月12日より施行。</p> <p>・2013年3月28日、鉄鋼省が改正規定を公示。セカンド・オーダー2012対象規格のうち、同年3月31日に施行予定となっていた規格の一部の施行と同年10月1日までの施行延期を発表。</p> <p>・2013年8月7日、商務省が通知を公示し、セカンド・オーダー2012対象規格のうち、100億ルピー以上のプロジェクト(インフラなど)に使用されるものは、同日より二年間の適用除外となった。</p> <p>・2013年10月1日、鉄鋼省が改正規定を公示。セカンド・オーダー2012対象規格のうち、同日に施行予定となっていた規格の一部の施行と2013年4月1日までの施行延期、および一規格(IS2831)の導入中止を発表。</p> <p>・2014年3月31日、鉄鋼省が改正規定を公示。セカンド・オーダー2012対象規格のうち、同年4月1日に施行予定となっていた規格の一部の施行と7月1日、10月1日までの施行延期を発表。</p>	・制度の撤廃、手続き(含、除外制度)の明確化・簡素化。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸			<p>2015年12月15日、鉄鋼省が、15の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用することを官報告示(オーダー2015)。告示3か月後に実施開始予定(その後、一部グレードは2度実施が延期された)。ステンレスなど、他の鋼種に対する強制規格導入も検討中。</p> <p>2016年6月10日、鉄鋼省がステンレス3規格に対し、新規にインド強制規格を適用することを官報告示(オーダー2016)。告示3か月後に実施開始予定(その後、2度実施が延期され現在は17.2.7が施行日)。</p> <p>(変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品規格(BIS)が独自。尚且つ、突然施行される。 電源コードに関し、インド独自のIS規格が要求され、国際規格のIECでは通用しない。過去は、IEC認可品であれば問題なかったにも拘らず、最近、BIS取得手続き中、「電源コードはインド(IS)認可品でなければ認められない」と指摘され、電源コードの変更を余儀なくされた。尚、IS認可取得品では、韓国、サウジアラビア等に必要なIEC認可を取れない。 	<ul style="list-style-type: none"> 製品規格(BIS)は国際標準に準拠し、相互認証して欲しい。 制度の撤廃、手続きの明確化。 	
	日機輸	(2)	工業規格、基準の不実行	<ul style="list-style-type: none"> 工業規格、基準は、概して実行されていない。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切な実行が必要である。 	
	日機輸	(3)	新規格発布から施行までの猶予期間不足	<ul style="list-style-type: none"> 他国では安全規格の発布から施行までは最低1年猶予があるが、Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012は2012年10月3日発布、2013年4月3日施行で半年しか猶予がない。対象は輸入、保管、販売まで及んでおり、半年の猶予は短すぎる。 <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年5月14日にIS 13252規格の Amd. 2 が発効になり、旧規格は2016年5月14日で失効することが発表になった。 しかし、2016年2月現在、Amd. 2 の試験が可能な認定試験所が無い上、格上げの手順を示したガイドラインが発行されていない。 新規格対応の猶予が1年あったにも関わらず、実質、対応することができず、これからガイドライン等が発行されても、試験所への試験や当局への格上げ申請が殺到し、混乱が生じることが予想される。 ガイドライン(CMD-3/16: 13252(part 1): 2010)が発行され、2016/12/31まで対応すればよかったが、現在はCMD-III/16:13252通達によりさらに2017年5月14日まで延期されている。 <p>(追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他国と同様に、発布から施行までは最低1年設けること。 新規格の強制化時期を延期し、切り替えのための猶予を1年設けて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 EXTRAORDINARY NOTIFICATION (2015/05/20)
	日機輸	(4)	海外機関発行CBレポートの不認可	<ul style="list-style-type: none"> CBスキーム対象国にも係わらず、海外機関が発行したCBレポートを認めない、かつ、認定機関CBレポートも3ヶ月以内のものしか受け付けない。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外機関発行のCBレポートを認めること。 	<ul style="list-style-type: none"> Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輪			<p>・インド国内の試験機関しか認定されていない上、CBレポートが受け入れられていないため、テストレポート発行まで数か月を要しており、現在も製品試験に約3か月かかっている。</p> <p>また、試験機関による誤記が多く、申請者による確認作業が負担になっている。</p> <p>登録当局(BIS)によるテストレポートの精査と修正要求、登録作業の突然の中断などにより、登録が完了するまで現在も約1か月を要している。</p> <p>BISの監査の結果、試験所が突然、一時停止状態になり、試験が中断することがある(現時点でも32社中、4社が停止状態)。一時停止の解除時期(試験再開)の見通しがたたない上、解除まで数か月かかることもあり、発売予定に支障をきたしている。</p> <p>(内容、要望ともに変更)</p> <p>・インドでは、既に試験で安全が確保された製品にも、再度同じ試験をインド国内で実施することが義務付けられている。国ごとに何度も同じ試験を実施する無駄を省くために、CB認証と呼ばれる厳しい試験をパスした証明があればどの国にでも輸入するスキームが国際的に構築されている。インドで再試験をしても合格率は100%であり、膨大な試験コストは結果的にインドの消費者が負担することになる。</p>	<p>・海外の試験機関への認定の拡大。</p> <p>・CBレポートの受け入れ。</p> <p>・CBレポートの使用を即刻認めて頂きたい。</p> <p>WTO規約違反でもある。</p>	<p>・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012</p> <p>・Amendment Order, 2013</p>
	日機輪	(5)	安全規格申請の申請者が工場限定の不合理的	<p>・安全規格申請が2013年4月3日にスタートする。本来申請者は製造業者もしくは輸入業者なのに、申請者が他国と異なり、工場となっている。製造委託を行っている場合、委託先の工場では申請業務を受けてくれないので、申請を行うことができない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・他国と同様に、製造業者もしくは輸入業者に変更すること。</p>	<p>・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012</p>
	日機輪	(6)	電子情報技術製品の事前登録表示義務の煩雑	<p>・インド通信情報技術省から2012年9月7日付けで家電や電子・情報通信機器の15品目について規制を導入する旨のOrderが公表されている。施行は2回延期され2014年1月3日。インド安全規格に対する適合、規格適合の表示及びモデル登録が規定されているが、以下の問題点があり具体的な対応が取れない状態である。</p> <ul style="list-style-type: none"> - Orderの官報掲載日から半年で施行だが掲載日が不明確 - Orderの公布から半年の施行では対応する時間が不足 - 施行日以降の流通品の対応は製造/輸入事業者には不可能 - 規格更新時に移行期間がなく基準適合・表示変更ができない - 印度規格が、最新の国際規格の版と一致していない。 - 試験成績書の有効期限(発行日から90日以内)が短すぎる。 - 詳しい手続きが不明。 - 試験所が、インド国内のBIS認定試験所に限定されている。 - 試験完了後の認証当局BISにおける登録審査の処理能力が不足しており、登録証の交付が大幅に遅れている。 <p>(継続)</p>	<p>・官報掲載日公表(施行日特定)・1年の猶予期間を設ける。</p> <p>・施行日以降の製造輸入のみ適用。</p> <p>・規格更新時に2年の移行期間設定。</p> <p>・印度規格に加えIEC規格新版許容。</p> <p>・試験成績書の期限を設けない。</p> <p>・IECEE制度のCB証明書を認める。</p> <p>・制度の詳細手続を明確にする。</p> <p>・BISの登録作業の簡素化。</p> <p>・登録書類、手続きの簡素化。</p>	<p>・Gazette of the India, Extraordinary, Part 11, Section 3, Sub-section (ii) of dated 7.9.2012</p> <p>Order of Ministry of Communications and Information Technology</p> <p>・Gazette of the India dated Novemver 13 with Notification</p> <p>・Guidelines for Implementation of Amendment 1 to IS 13252(Part1):2010</p> <p>・the Electronics and Information Technology Goods</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸			<p>・[状況] インド通信情報技術省から2012年9月7日付けで家電や電子・情報通信機器の15品目(蓄電池、ACアダプタ、LED照明など)について規制を導入する旨のOrderが公表されている。施行は2回延期され2014年1月3日。インド安全規格に対する適合、規格適合の表示及びモデル登録が規定されている。 同省は2014年11月13日付けで、対象範囲に15品目を追加する通達を発行した。施行は3回延期され、蓄電池が2016年6月1日、LED照明などが2016年3月1日。 インド標準局BISは2015年12月1日付けで、BIS LOGOマークを発表し、12月3日付けでマーク使用ガイドラインを発行した。 BISは2016年2月に、充電電池のインド規格を更新し8月に強制化するガイドラインを発行。認証済み電池も追加試験が必要。しかし、8月に施行日は2017年8月まで延期された。 BISは2016年2月に、IT機器の安全規格を更新し2017年1月に強制化するガイドラインを発行。認証済み電池も追加試験が必要。しかし、12月に施行日は2017年5月まで延期された。</p> <p>・[問題点] - 試験所がインド国内のBIS認定試験所に限定されており、国際認証書(CB認証書)を受け入れない。 - 適用規格の更新時に、認証済み製品も追加試験が必要となっている。不必要な試験費用が発生している。</p> <p>(内容、要望ともに変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際認証制度(IECEE)のCB証明書を認める。 ・規格の更新時には、認証済み製品の認証書はその有効期間(2年)まで有効とすべき。 ・新規格は、新モデル、認証更新モデルにのみ適用するようにすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012. ・Gazette of the India, Extraordinary, Part 11, Section 3, Sub-section (ii) of dated 7.9.2012 Order of MINISTRY OF COMMUNICATIONS AND INFORMATION TECHNOLOGY ・Gazette of the India dated November 13 with Notification ・Guidelines for Implementation of Amendment 2 to IS 13252(Part-1) ・Guidelines for Implementation of Revised IS 16046:2015/IEC 62133:2012
	日機輸	(7)	製品発表前の登録済み製品のWeb公開	<ul style="list-style-type: none"> ・登録と同時に製品のモデル名が当局のWebサイトに公開される。製品発表前の新製品名が公開されてしまうことは販売戦略上、致命的である。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業からの申請に基づき一定期間は機密扱いとして非公開にしている国もあるので、同様に対応して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ・Amendment Order, 2013
	日機輸	(8)	異なる認証当局による規制改正の無調整・猶予期間の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・規制がBISおよびインド情報技術局(MeitY: Ministry of Electronics and IT)という二つの認証当局によって運用されており、通達等が五月雨式にそれぞれのホームページに突然掲載されるため、産業界の対応に漏れが生じる。BISおよびMeitYで方針や見解が異なり、混乱が生じている。通達などはかなり整理されてそれぞれの規制当局のサイトに掲載されるようになった。また、当局間の見解の相違も減ってきているおり、その点は改善され 	<ul style="list-style-type: none"> ・五月雨式に通達や見解を出すのを止め、上位の規制を改正してほしい。 ・対応のために十分な猶予期間を設けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19				たが、対応のための猶予期間は相変わらず短く、延期の要請をしては数か月延期を繰り返している。 (内容、要望ともに変更)		
	日機輸	(9)	BIS登録手続の遅延	・登録当局(BIS)によるテストレポートの精査と修正要求、登録作業の突然の中断などにより、登録が完了するまで数週間を要する。 (継続)	・BISによる登録作業の迅速化。	・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ・Amendment Order, 2013
	日機輸	(10)	長期を要する工業規格・安全認証許認可取得日数	・製品各国認可申請においての認可取得日数が90-180日と長い。そのため、インド認可を含むAP 220V系モデルの生産が、インド認可取得を待ってから生産開始や、インド認可取得後に設計変更での製品立上げとなっている。OEM先の責任下であり当社として対応不可。 (変更)	・工業規格/基準安全認証の認可処理日数の短縮を要望したい。	
	日機輸	(11)	省エネラベル制度と運用上の問題	・省エネラベル制度と運用上、以下の問題がある。 - デザインに問題がある(ラベル中の年度表示が小さすぎる)。改善方向 - 旧ラベルの回収がメーカー責任となっている。解消 - 実施状況が自主申告となっており信用性がない。 - インバーターエアコンの規格がない。規定制定の動きが始まった。 - ウィンドウエアコンの規制がスプリットエアコンの規制よりも1ランク緩く、消費者の混乱を招いている。 (変更)	・省エネラベル制度の改善。 ・公平な試験機関、試験方法、グローバルな校正方法など細部の運用を定義する必要がある。BEE、NABLなど機関間の綿密な制度調整を期待する。 ・今後は改定次期を実行可能な猶予期間持って情報公開する必要がある。突然の開始・延期がないよう望む。 ・インバーターエアコンと同様統一化に向けた調整を要望。	
日機輸	(12)	不合理な表示要求	・BISよりLABELLING REQUIREMENTの通達が2013年12月初旬に突然発行され、製品の大きさに関わらず、自己適合宣言文および登録番号を「機器上および包装上それぞれのブランド名の上または下に表示すること」が要求されており、対応に苦勞している。そもそも、おおもとのThe BIS Rules, 1987では、規格番号を含む自己適合宣言文を「機器上または包装上に容易に見えるように表示すること」となっている。 また、DeitY発行のFAQでは、自己適合宣言文のほかに登録番号が追加されているものの「機器上に表示できない場合は包装上でも可。特に位置の指定はないが、明瞭に見えること」となっている。それにも関わらず、BISより別の要求事項が突然出され、産業界に混乱が起きている。 (継続)	・適合宣言文および登録番号の代わりに適合マークの運用。 ・詳細な表示位置の規定の廃止。	・LABELLING REQUIREMENT ・The Bureau of Indian Standards Rules, 1987 ・FAQ on “Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012”	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸	(13)	不合理な対象品目追加	<p>・2014年11月7日にACアダプタ、バッテリーチャージャが対象品目に追加になることが発表になった。</p> <p>すでに規制の対象である製品(プリンタなど)のACアダプタやバッテリーチャージャなども別途、試験や表示が必要となり、企業にとっては費用面での負担が非常に大きい。</p> <p>そもそも、プリンタなどはACアダプタなどと一体で試験され、登録されているにも関わらず、別途、電源部の登録が必要なのは不合理である。</p> <p>(継続)</p>	<p>・登録の対象である機器用のACアダプタ、バッテリーチャージャの登録要求の廃止。</p> <p>・あるいは、ACアダプタ、バッテリーチャージャのみを登録の対象とし、DC機器側の登録要求の廃止。</p> <p>・インド国内のインフラが十分に整備されてからの規制開始。</p> <p>・施行の延期。</p>	<p>・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012</p> <p>・2014/11/7付 NOTIFICATION</p> <p>・Amendment Order, 2013</p>
	日機輸	(14)	突然の表示要求事項改正	<p>・2014年7月1日以降、機器上の表示はシルク印刷、エンボス、刻印、または製品上に設けられたラベル用のスロットに恒久的に取り付けられたメタリックラベルでなければならないという要求が2014年3月に突然発表され、産業界が混乱に陥った。</p> <p>各方面からのロビー活動の結果、2014年7月31日の通達によりポリエステルラベルなどが認められることになったが、依然、機器上のスロット要求が残っている。企業にとってはインド向けだけのために機器にスロットを設けることは費用面での負担が非常に大きい。</p> <p>国際的には「容易に剥がれない方法で表示されていればよい」というのが通例である。</p> <p>(継続)</p>	<p>・通達を出すにあたって、業界との十分な事前検討、詳細な表示方法の規定の廃止(特に、スロット要求の廃止)。</p>	<p>・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012</p> <p>・LABELLING REQUIREMENT (BIS/DGO/(368)/2014) (BIS/DGO/(405)/2014)</p>
	日機輸	(15)	同一製品の生産工場ごとの登録要求	<p>・同じ製品であっても生産工場ごとに登録が要求されており、試験や市場監査の費用がメーカーの負荷になっている。(最終的には価格に反映されることになる。)</p> <p>工場自身がオンラインで登録申請をする必要があるが、工場が不慣れのため申請に時間を要したり、失敗して登録ができなくなってしまうことがある。</p>	<p>・ブランドあるいは製造者単位での登録の容認。</p>	<p>・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012</p> <p>・Amendment Order, 2013</p>
	JEITA	(16)	通信モジュール輸入におけるETA取得要求	<p>・通信モジュールをインドに輸入しようとした際、</p> <p>(1)デリー・ブランチの通関担当者からのみETA取得の要求を受ける。</p> <p>(2)ETA取得が必要とされるものはRadio Frequencyに関連するものと幅広く定められている。</p> <p>(3)当社見解としては、当社製品はStandaloneでは動かず、それ単体ではFunctionalな製品ではない。</p> <p>(4)ETA取得には、インド政府指定の第三者機関によるテストレポートが必要とされる。</p> <p>(5)当該テストレポートの手配に、コスト、時間、手間を要し、インド域内で販売可能な製品が限定されてしまう可能性がある。</p>	<p>・ETA取得が必要となる条件の明確化(州毎、もしくは国内全域で統一した明確な条件の制定および運用)。</p> <p>・インド政府指定の第三者機関による検査レポートという条件の緩和(指定外も可能といった)。</p> <p>・ETAに関連するDescription、HS codeの定義の明確化。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸	(17)	中古品への製品安全規制の適用の不徹底	・現在、多くの電気製品はBIS認可(製品安全)の取得が義務付けられている。しかし、中古品に関しては未認可品でも通関できてしまう。中古品も認可が必要だとMeitYからの通達も出ているのにまったく徹底されない。 新製品だけに厳しい規制を適用しても、安全が未確認の中古品が大量に入ってきては消費者の安全が確保できない。	・中古品であろうと未認可品の通関は違法であり即刻停止すべき。法治国家として違法品を取締り、消費者の安全を守って頂きたい。	
21	土地所有制限 日機輸	(1)	土地建物所有権管理制度の未確立	・土地の所有権移転履歴が管理されていない。(同一物件に対する複数の売買契約が存在。) (継続) ・建物登記が厳密には存在しない(売買契約にのみ基づき所有権が移転し、物件が特定されない)。 (継続)	・土地建物に対する所有権登記管理制度の構築。 ・取得のみならず、取得後の分筆手続きなどの情報のシンプル化、公開を求める。	
22	環境問題・廃棄物処理問題	(1)	環境規制、廃棄物処理の実行不十分	・インドでは、環境規制や廃棄物処理の実施が不十分である。 (継続)		
	日機輸	(2)	国際的環境保護規制との不整合	・EUから始まったRoHS(電気電子製品有害物質含有規制)やWEEE(廃電気電子製品指令)、REACH規則などは、類似の法律を他国が取り入れることが多い。その際、要求事項や製品へのマーキングデザインに差異があると、メーカーにとっては多大な負荷・負担となる。 事例: - 中国「廃棄電気電子製品回収処理管理条例」 - インドWEEE - 台湾RoHS 等で差異が発生 (継続)	・新たな法律を制定するにあたっては、既に他国で実施されている類似の法律がある場合、できる限り要求事項等を先例と統一するよう努力してもらいたい。	
	日機輸	(3)	環境クリアランス取得手続の不透明・遅延	・工場建設に際し、法制度としては別の手続きであり本来リンクしないにも関わらず、インド行政実務上、環境クリアランスを取得することが、建築許可等その他の許認可の前提とされているため、環境クリアランスを取得するまで、すべての許認可手続きが進まないという問題がある。 また、2011年7月に主務官庁の環境森林大臣の交代後、弊社案件を含め、約100件あまりのプロジェクト認可が5ヶ月以上遅滞する事態が発生し、スケジュール全体の練り直しなど、大きな影響を受けた。 「環境森林省2006年通達S.O.1533」8条(iii)項によれば、専門家審議会の推薦を受けた後、45日以内に当局からの許可・不許可の連絡が無い場合、申請者は許可を受けたものとして行動可能という規定があるものの、実務上強大な権限を有する環境森林省との将来的な関係維持のため、建築許可等を主管する官庁が実質上手続きを進めず、この「みなし環境クリアランス」規定も実効性がない。 (継続)	・工場設立に要する各許認可は、それぞれ別個に手続きを進めて頂き、着工までの期間短縮を願います。 ・経済活動に大きな影響をあたえるため、環境クリアランス認可のルーティン手続きが、大臣交代等があっても安定的に実施されることを願います。 ・通達に規定のある「みなし環境クリアランス」を実効性あるものとし、万が一クリアランス認可手続きが遅延しても、当該規定に基づき案件を進められることを願います。	・「環境森林省2006年通達S.O.1533」8条(iii)項
日機輸 日機輸	(4)	大気汚染の深刻化	・中国よりもさらにひどいPM2.5の蔓延。 (継続) ・大気汚染が深刻であり、赴任者の健康被害が懸念される。	・公害の改善、渋滞の緩和。 ・大気汚染軽減への対策を加速させてほしい。		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	日機輸	(5)	リサイクル規制改訂案への企業対応困難	・E-waste managementは、製品回収に多額の投資を強制されている。電機製品のごみを減らすための政策だが、インフラが整わず、人々の環境意識の低い中、大量の製品の回収は非現実的。	・ヨーロッパの様に政府機関が回収し、メーカーが実費を回収する、日本の様にリサイクル費用を製品購入時に消費者が負担する等、実施可能な施策へ変更すべき。	・E-Waste (Management) Rules, 2016
	日機輸	(6)	非現実的なプラスチック包装廃棄物管理規制	・プラスチックごみを減らすことが目的だが、材質を厚くする、材料メーカーを登録する、登録番号を印字する等、高負荷、高額な費用がかかり、効果が見込めない内容になっている。また国際的な規制との相関が無く、実施が困難であり、施行されているにも関わらず電気メーカーではほとんど遵守されていないまま放置されている。	・実施困難であり、先例のある欧米の規格に合わせて頂きたい。	・The Plastic Waste Management Rules, 2016
	日機輸			・厚さ50ミクロン未満の包装の禁止、多層構造の包装の禁止など、非現実な要求が含まれている。 さらに、国内の包装製造者のみならず、包装の使用者も製造者と同様の義務が課せられている。 (継続)	・要求内容は適切な環境影響評価の結果に基づき、現実的な内容に留めていただきたい。 ・製造者と使用者を区別し、それぞれの立場で実行可能な現実的な要求にしていきたい。	・The Plastic Waste Management Rules, 2016
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	(1)	複雑で煩雑な行政手続	・諸規制・手続きにおいて以下の問題がある。 - 窓口が不明。 - 決定プロセスが複雑、多すぎる。 - 権限が規模により州政府であったり国であったりする。また、州での認可事項が国に預けられるなど権限が移る。 - 承認に時間を要する。 - 認可会議が月に1度、または会議が幹部の不在で飛んでしまうなど、日程のずれが頻繁に起こる。 - これらの手続を行うためにコンサルタントを使う必要がある。 [対象となる規制・申請事項] - 環境申請 - 環境NOC (concent to operate) - 建築申請 - BA (建物(建蔽率、トイレ、雄廃棄設備など)及び技術的安全性を国の基準に基づき確認するもの) - 消防、危険物使用申請と現場検査 - 工場操業許可申請 - 労働協約など労働問題を要望するための会社制度を定め登録するもの (継続)	・許認可プロセスをより明確化、単純化してほしい。 ・許認可にかかる時間をもっと短縮してほしい。	
	日機輸	(2)	工場設立・操業許可の煩雑・遅延	・操業許可に関する法令が細部に渡り、全てに実質的な交渉が必要(シャワー室、食堂座席数など非現実的な規程に関し当局との交渉に時間を要する)。 (継続)	・事業許認可制度・プロセスの改善。	・BA(建築確認申請) ・CTO(運用許可取得)
	日機輸	(3)	複雑な入札制度	・入札制度が複雑で、遅延が度重なり発生する。 (継続)	・入札の度重なる遅延を改善してほしい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23	日機輸	(4)	複雑なライセンス制度	・自動車リースビジネスにおいて、扱う商品(運転手付レンタカー等)やNBFC(Non-Banking Financial Company)といった業態によってそれぞれライセンスを求められる為、ニーズに応じた商品の導入や業容の展開が阻害されている。また、各種ライセンスの取得に際して手続きが複雑で時間を要するため、事業拡大の足枷となっている。 (継続)	・ライセンス制度の緩和・手続きの明確化。	・RBI Act 1934 ・Companies Act 2013 ・Motor Vehicles Act 1988
	日機輸	(5)	特異な印紙制度	・インドの印紙はインドでしか購入できないスタンプペーパーに直接プリントする必要がある。国際契約の場合にインド側でしかプリントできず、速やかな署名取得に実務上のロスが生じている。 (継続)	・印紙は日本のように別途張り付けするなどの形式にしてほしい。	
	自動部品	(6)	物のフローと伝票処理の一致要件	・同敷地内での社内外注の様な形態を取る場合、建屋を別にしなければならない等の制約がある、あるいは納入先と売先が違う処理が出来ない。 (継続)	・物のフローと伝票処理が違う場合でも、実質のフローでの処理が認められるべき。	
24 法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	非上場化ルールの未整備	・インドにおいて、進出時の事情で上場せざるを得なかった子会社が存在するが、これを非上場化する場合、インドでは一般株主が売却価格を決定するという他国に例を見ないルールとなっており、買取価格が高騰するリスクが高く、非上場化が困難である。結果的に、上場維持のコストもかかる上、機動的な事業再編及び効率的なグループ経営を阻害している。この売却価格決定ルールは、2015年の非上場ガイドライン改正でも基本的な制度に変更がなかった。また、インドでは、合理的な対価をもって一般株主を強制的に退出させ完全子会社化するための制度が整備されておらず(少なくとも利用しやすい制度がない)、非上場化後も一般株主の多くが残存してしまうため、非上場化してもガバナンス上非効率な面が残らざるを得ない。 (変更)	・非上場化ルールの柔軟化(主要国のTOBルールに類似したものの改正)及び、完全子会社化の法整備を進めてほしい。	
	日鉄連	(2)	法律・税制の運用の不透明さ	・法律・税制が地域毎に異なり複雑である。また担当者により運用判断のバラツキがある。	・法律・税制整備、運用透明化。	
	日機輸	(3)	会社法の頻繁な改正・実施規則の不透明	・長年国会審議で成立しなかった新会社法が、2013年9月、急遽国会で可決された。主務官庁、実務ともに、まだ議論不足の感が否めず、今後の政令による明確化を期待するが、具体的なスケジュールが提示されず、法制度改定を見据えたビジネスプランの策定に支障を来している。通達が発出され猶予期間なく施行される(3月28日通達、4月1日施行など)、すでに出された通達を頻繁に改訂しフォローアップが困難となっており実務に混乱が発生している。 (継続)	・いつまでに、どのような政令を整備し、施行するのか、できるかぎり明確にしたい。 ・通達の発効日までの合理的な猶予期間の設定。 ・頻繁に改訂する必要がないよう、十分議論し練られた通達の発信。	・Companies Act 2013
	自動部品	(4)	ビデオ会議による取締役会の実施要件の厳格	・在インド子会社の取締役会は2013年の会社法改正により緩和され、全ての取締役会に対するインド現地への出張が必要なくなり、テレビ会議による実施が許容されるようになったが、テレビ会議の実施要件が厳しい(録画が必須、遠隔地同士での動画のやり取りは情報量が大きく、情報インフラが整っていないと画像が途切れる等、会社法上の要件を満たさない状態になる虞がある)。 (継続)	・録音要件(音声のやり取りのみで可)であれば、やりとりされる情報量が格段に少なくなり、情報インフラが整っていない状態であっても、取締役会の安定性が向上する。	・THE COMPANIES ACT, 2013, 173条(2)

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	日機輸	(5)	法制度・規則の突然の変更	<p>・1)バスの安全基準、ディーゼル車の登録禁止等の法令が突然発表され即日実施となる、一旦施行された法令が事後に実施延期となる、等が度々起き、対応ができない。</p> <p>2)排ガス規制やどこの国でも採用されていないトラックへのエアコンの装着義務等、実効性に疑問のある規制が業界へのヒアリングも十分に行われなまま突然導入決定され、また導入タイミングが直前まで決まらないなど開発、検証、生産準備、国産化の準備に十分な時間が取れない状況にある。</p> <p>3)税制が2017年度に改正予定(GST導入)だが、正式日程及び詳細が今日も決まっておらず事業計画が立てられない状況。</p> <p>4)法規制・規則の突然の変更・方針が直前まで決まらない事により上記弊害のほか在庫調整が困難となり販売・生産計画に大きな変更を迫られる環境にある。</p> <p>(変更)</p>	<p>・新規法令・規制は技術の進展具合を見極めて、長期的な計画を発表し、十分な準備ができるようにして頂きたい。</p>	<p>・Motor Vehicles Act</p>
	日鉄連	(6)	法制度の遡及適用	<p>・商工省が定めるForeign Trade Policyには、生産設備等の資本財輸入に際して、輸入者に一定規模の製品輸出義務を負わせる前提で輸入関税を免除するExport Promotion Capital Goods(EPCG)の規定があり、この手続き細則としてHandbook of Procedureあり。</p> <p>Handbookの輸出義務履行方法は2013年4月および2015年9月に改定された(ルールの厳格化、但し、この時点では遡及適用なし)。その後、2015年9月に、ルール厳格化の改定を過去に遡って適用すると商工省Director General of Foreign Trade名で通達あり。</p> <p>この結果、2013年3月以前に取得したEPCGライセンスであっても、適用ルールの厳格化により、輸入関税の免除が受けられない事態が発生。</p>	<p>・制度変更の遡及適用の撤回。</p>	<p>・EPCG:Foreign Trade Policy Handbook of Procedure 2009.8.27 ~ 2014.3.31</p> <p>・Foreign Trade Policy Handbook of Procedure 2015.4.1 ~ 2020.3.31</p> <p>・Policy Circular No. 3/ 2015-20(2015.9.2)</p>
26 その他	日機輸	(1)	電力供給不足	<p>・慢性的電力不足。工場運営にふさわしい質の電力供給ができる地域がほとんど存在しない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・電力インフラの整備。</p>	
	日機輸			<p>・電圧もぶれが激しく、それが原因で故障する電気製品も多い。</p> <p>(継続、要望追加)</p>	<p>・電力インフラの整備。</p>	
	日機輸			<p>・政策による電気料金・補助決定 儲からない電力会社 電力会社に供給量を増やすインセンティブが働かない(外資電力会社も資本を引く)といった、構造的な課題があると聞く。そこにメスが入らない限り、根本的解決はありえない。</p> <p>(継続、要望追加)</p>	<p>・電力インフラの整備。</p>	
	日機輸			<p>・電力インフラが整っていない。</p>	<p>・早期に需要に見合った発電能力増強を実施してほしい。</p>	
	日機輸					
	日機輸	(2)	物流インフラの未整備	<p>・雨季の洪水で鉄道、道路が寸断され、物流リードタイムが大幅に伸びる事態が発生している。</p> <p>(継続)</p>		
	日機輸			<p>・1時間のスクールで道路に水が溢れ川になる。衛生上も課題がある。</p> <p>(継続)</p>		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	日機輸			・道路(アスファルト)の質が悪い。舗装しても雨季の洪水で舗装が流されもとのガタガタ道に戻る。 (継続)	・港湾、貨物鉄道駅の整備を図る。	
	日機輸			・全体的に輸入量が増加しているにもかかわらず、港湾、貨物鉄道駅のインフラ拡張整備が一向に進まず物量に追いついていない。定期的に港湾混雑が発生し、販売に大きく影響している。 (継続)		
	日機輸	(3)	通信インフラの未整備	・インターネット通信環境をはじめ、ネットワークが脆弱。 (継続)		
	日機輸	(4)	裾野産業の未発達	・完成品をインドで製造するに当たり、電子部品などの裾野産業の広がり十分でなく、現地調達率を上げることが困難。 (継続)	・裾野産業を育成・支援するプログラムをより充実させてほしい。	
	日機輸			・サプライヤーがわずかに存在しても、高いレベルの省エネ製品に使えるほど精度の高い部材は生産できない。 (継続)	・裾野産業を育成・支援するプログラムをより充実させてほしい。	
日機輸			・電子部品、アルミ・銅製品の精密加工、直流モーターなどは輸入に頼らざるを得ない。 (継続)	・裾野産業を育成・支援するプログラムをより充実させてほしい。		
日機輸 自動部品 日機輸	(5)	ストライキの多発	・港湾・運送会社の労働者によるストライキが多発し、物流に支障をきたす。 ・前触れもなく、トラック業者のストライキが始まり、輸出スケジュールが不透明になる。	・ストライキの発生を極力回避するよう働きかけて欲しい。 ・事前にストライキ情報を入手して船積み港を変更したりして対応検討する。		